

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要		
政策等の名称	第2期利根町子ども・子育て支援事業計画（案）	
意見等募集期間	令和元年11月18日（月）～令和元年12月18日（木）	
意見等提出者数及び整理番号	2名（NO. 1-1 ～ NO. 2-5）	
意見等提出件数	42件	
2. 意見等の概要と実施機関の考え方		
NO	<ul style="list-style-type: none"> ページ・該当箇所 提出された意見等の概要 	<ul style="list-style-type: none"> 意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-1	<p>○ 目次「IV. 子ども・子育て支援事業の展開」というタイトルについて</p> <p>「V. 分野別事業の展開」の内容との関係について理解しにくい。IV章、V章でともに「展開」というタイトルにすると、構成がわかりにくい。IV章は「子ども・子育て支援事業とその見込み量・確保方策」などにして、V章との関係を誤解が生じないようにしてはどうか。</p>	<p>○ IV章は、子ども・子育て支援制度の各分野についての事業の構成。V章については、この計画の体系の各主要課題について実施する事業の構成となっているので、このままとします。</p>
1-2	<p>○ 3ページ。4段落目の2行目の「子どもの貧困対策に関する大綱」</p> <p>この大綱は、平成26年にまとめられ、令和元年に見直しが行われ11月に閣議決定した。そのことを明記したほうがいいのでは。</p> <p>また、大綱の根拠法である「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月7日に施行された。</p>	<p>○ ご意見のとおり、「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元年11月に見直され、子どもの貧困対策のさらなる推進など、とします。</p>
1-3	<p>○ 19ページ。（6）障がい児数（18歳未満手帳の所持者）の推移</p> <p>身体障がい者、精神障がい者は、法律に手帳の根拠の規定がある。しかし、知的障がい者に交付される「療育手帳」は根拠法がないので、「手帳など」としてはどうか。</p>	<p>○ 法的根拠の有無に関わらず、障がいのある方が取得できる手帳として取り扱っていますので、このままとします。</p>
1-4	<p>○ 目次「IV. 子ども・子育て支援事業の展開」というタイトルについて</p> <p>知的障がいがある子どもの数が毎年20人前後（「療育手帳」所持）ということは、衝撃を受けた。</p>	<p>○ 町では、障がいのある乳幼児・児童に対して早期に把握し、適切な療育支援を行います。</p>

利根町パブリックコメント実施結果表

<p>1-5</p>	<p>○ 27ページ。表の9</p> <p>相談事業について、「認知度は約8割」なのに「利用意向は5割弱」とあり、やはりセンターへ出向くのはハードルが高いのか。若い父・母は、SNSを使っているのに、子育て支援事業でもSNSを活用できるのでは。</p>	<p>○ 認知度と利用意向の差は、ニーズ調査報告書14ページ、問10、問10-1にもあるように、実際の相談は祖父母や友人などにできるから、センターは知っていても利用しないという差から生じていると認識しています。また、SNSを活用した子育て支援事業の周知については、町で「子育て支援ガイドブック」の冊子を毎年作成しており、それと同じ内容をHPで閲覧できるようにしてあります。</p>
<p>1-6</p>	<p>○ 32ページ。「視点1」</p> <p>外務省では「児童の権利に関する条約」、日本ユニセフ協会では「子どもの権利条約」としている。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」としてはどうか。</p> <p>また、「子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。」は同条約の趣旨から「子どもは単に保護される存在ではなく、権利を行使する主体であることを確認します。」としてはどうか。</p>	<p>○ ご意見のとおり、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」とさせていただきます。</p> <p>また、「子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。」については、表現として問題がないので、このままとします。</p>
<p>1-7</p>	<p>○ 32ページ。「視点3」の3行目</p> <p>「職場における子育てへの配慮を促していきます。」とありますが、現実にはとても難しいと思う。具体的に、どのような方策を考えているのか。</p>	<p>○ 81ページ。「5. 仕事と生活の調和の促進」の主な事業（5-1-1）、（5-1-2）を実施します。</p>
<p>1-8</p>	<p>○ 32ページ。「視点4」の2行目</p> <p>「地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境」とあるが、その環境を作っていくために、どのように協力していくのか。「協働のまちづくり」のようなことを想定しているのか。</p>	<p>○ 36・37ページの「4. 計画の体系」に基本目標、主要課題、施策の方向が記載されており、69ページからのV章にそれぞれの実施事業について具体的に記載しております。</p> <p>（例）3. 子どもの成長に資する教育環境の整備、主要課題（3）家庭・地域の教育力の向上</p>
<p>1-9</p>	<p>○ 33ページ。「視点6」</p> <p>1行目「幼児・児童」とあるが、「児童の権利に関する条約」で「児童」は18歳未満のすべての子どもを含む。このような用語が、使われる場面で違う意味で使われている。「注」をつけるなどしてはどうか。</p>	<p>○ 教育・保育サービスについては、国においても「幼児・児童」としているのので、このままとします。</p>
<p>1-10</p>	<p>○ 33ページ。「視点7」</p> <p>3行の文章が分かりづらい。「社会的資源の状況等は、」以下を「取り組みの制約となることもあれば、活用すべき資源となることもあります。このことを考慮して、子ども・子育て支援の充実を図る際には、地域の状況に応じた取り組みを推進していきます。」のようにしてはどうか。</p>	<p>○ 表現として問題がないので、このままとします。</p>

利根町パブリックコメント実施結果表

1-11	<p>○ 34ページ。「基本目標2」</p> <p>令和元年「母子保健法」が改正され、「産後ケア」が明記された。市町村は努力義務にどまっている。「産後ケア」で特に母親の心のケアには、十分に配慮していく必要がある。</p>	<p>○ 当町でも「産後ケア」は、平成29年4月から事業を実施しておりますので、74ページの主な事業に「産後ケア事業」を追加します。</p>
1-12	<p>○ 34ページ。「基本目標3」</p> <p>4行目に「特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育」とあるが、令和2年度から小学校でも英語教育・プログラミング教育が入る。利根町の「特色ある・先進的な」ものではなくなるのでは。</p>	<p>○ 国の指導要領による英語教育の導入は、令和2年度に小学校3年生からですが、76ページ、（3-1-6）にあるように、当町は小学校1・2年生の早期から英語に慣れ親しむ活動を推進しています。</p>
1-13	<p>○ 35ページ。「基本目標5」</p> <p>4行目に「ワーク・ライフ・バランス実現にむけた環境整備」とあるが、「環境整備」はどのようなことを想定しているのか。「環境整備」の具体的な中身が分かるようにしてほしい。</p>	<p>○ 具体的な内容につきましては、81ページ。「5. 仕事と生活の調和の促進」の主な事業（5-1-1）、（5-1-2）に記載してあります。</p>
1-14	<p>○ 35ページ。「基本目標6」</p> <p>2行目「教育・療育」とあるが、「教育」と「療育」の違いについて説明が必要ではないか。</p>	<p>○ 「療育」の説明については、注釈をつけさせていただきます。 ※療育…障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。</p>
1-15	<p>○ 37ページ。上から4つ目</p> <p>「子育て期まで切れ目のない支援体制」とありますが、「産後ケア」（特に心のケア）をいれてほしい。</p>	<p>○ 1-11と同じ。 当町でも「産後ケア」は、平成29年4月から事業を実施しておりますので、74ページの主な事業に「産後ケア事業」を追加します。</p>
1-16	<p>○ 37ページ。下から3つ目</p> <p>「外国につながる幼児」とあるが、「外国につながる」がわかりにくい。「外国にルーツを持つ」にしてはどうか。</p>	<p>○ 外国籍だけでなく日本国籍だが、海外で生まれ育ったなど何らかの意味で外国と強いつながりがある場合なども含まれるため、このままとします。</p>
1-17	<p>○ 37ページ。下から5つ目</p> <p>「職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画に関する啓発」とあるが、職場への啓発は、どのようにするのか。</p>	<p>○ 広報、ホームページ、チラシなどを活用し啓発する予定です。</p>
1-18	<p>○ 38ページ。PDCAサイクルの図（評価）</p> <p>「評価Check」には「毎年度」評価し、町議会の意見を聞くなどの評価の仕方について明記すべき。</p>	<p>○ ご意見のとおり、「毎年度、利根町子ども・子育て支援会議において・目標の進捗状況の把握・施策の方向性と成果の確認」とします。</p>

利根町パブリックコメント実施結果表

1-19	<p>○ 43ページ。(2)①【地域の実情に応じた子育て支援】</p> <p>3行目「子ども・子育て支援法で」とあるが、「子ども・子育て支援法第59条各号で」としてはどうか。</p>	<p>○ ご意見のとおり、「子ども・子育て支援法第59条各号で」とします。</p>
1-20	<p>○ 44ページ。上から9行目</p> <p>「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」は国の事業だが、町はどのようなかかわりがあるのか。この事業はどのように利用したらいいのか教えてほしい。</p>	<p>○ 国の事業として掲載しております。事業の実施主体は、公益社団法人全国保育サービス協会です。事業内容は、この事業に登録した企業の社員がベビーシッターを利用する場合に、事業主に申込み、事業主から割引券が交付される事業です。</p>
1-21	<p>○ 61ページ。図表57のタイトル、図表58のタイトル</p> <p>「②事業実績の推移」の上の段落に「現在町では、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが～」と記述しており、図表57・58のタイトルで「ファミリー・サポート・センター事業」は矛盾するのでは。</p>	<p>○ ご意見のとおり、「図表57ファミリー・サポート・センター事業（在宅福祉サービス事業）実績の推移」、「図表58ファミリー・サポート・センター事業（在宅福祉サービス事業）の量の見込みと確保策」とします。</p>
1-22	<p>○ 67ページ。(12)，(13)</p> <p>(12)，(13)については、「地域子ども・子育て支援の13事業」として法定されているので、記載されていると思われるが、(12)，(13)を記載するのであれば、見込み量、確保策の表を作成するべきでは。</p>	<p>○ (12)，(13)は、「茨城県子ども・子育て支援事業計画」策定に係る県の調査において、「量の見込み・確保策」が調査項目となっていないため、このままとします。</p>
1-23	<p>○ 71ページ。表の(1-1-1)</p> <p>「保育所等において子育ての相談や情報の提供をします。」とありますが、誰が相談を受け、どのような情報提供をするのか。具体的に。</p>	<p>○ 保育所等を利用する前の見学時や園庭解放時において、園長先生や主任保育士など園で対応できる方が、保育所等の利用に関する情報の提供や子育て相談を受けています。</p>
1-24	<p>○ 72ページ。表(1-2-2)</p> <p>事業概要「母子手帳」を「母子健康手帳」に。母子健康手帳の交付はどこがおこなうのか。手帳交付と同時に授乳服が渡されるのか。タイムラグはあるのか。同様に「共通商品券」についても。</p>	<p>○ ご意見のとおり、「母子健康手帳」とします。母子健康手帳の交付は、町保健福祉センターが行います。母子健康手帳を交付された妊婦が子育て支援課で手続き後、授乳服が配達されます。共通商品券は、申請後、町で審査し、決定した方に窓口で商品券をお渡しします。</p>
1-25	<p>○ 73ページ表(1-3-3)</p> <p>事業名が「ファミリー・サポート・センター事業（在宅福祉サービス事業）」とあるが、61ページで「類似事業として」とある。この記載では、「名称が違うだけで、中身は同じ」と誤解する可能性がある。</p>	<p>○ サービス内容は同じですが、国の補助を受ける要件を満たしていないため、補助事業名「ファミリー・サポート・センター事業」の名称を使用せず、町社会福祉協議会でこれまで使用している名称「在宅福祉サービス事業」を使用しています。</p>

利根町パブリックコメント実施結果表

1-26	○ 73ページ。2. 親と子の健康の確保と増進、主要課題（1）子どもや母親の健康づくり 3行目に「保護者の心身の健康を支える」とあります。前述のように母子保健法の改正を踏まえ、「産後ケア」（特に心のケア）に配慮することを明記しては。	○ 1-11, 1-15と同じ。 当町でも「産後ケア」は、平成29年4月から事業を実施しておりますので、74ページの主な事業に「産後ケア事業」を追加します。
1-27	○ 74ページ。表（2-1-5） 「妊産婦訪問相談事業」である程度、心のケアが行われる気もしますが、それだけで充分なのか。「産後ケア」事業を行っている先行市町村の例も確認し、検討しては。	○ 1-11, 1-15, 1-26と同じ。 当町でも「産後ケア」は、平成29年4月から事業を実施しておりますので、74ページの主な事業に「産後ケア事業」を追加します。
1-28	○ 74ページ表（2-1-9） 事業概要に「子どもの発達を促すための療育指導を行います。」とある。「教育」と「療育」を区別して使っていると思うが、「教育」と「療育」はどう違うのか明記すべき。	○ 1-14と同じ。 35ページで、注釈をつけたので、ここでは、そのままとさせていただきます。 ※療育…障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。
1-29	○ 75ページ。主要課題（2）食育の推進 「子育てアドバイスブックひよこ」などを見て、子どもにとって「食」がどれだけ大切か強く感じた。利根町の学校給食が「とてもおいしい」という話を度々聞いた。給食関係者の皆様ありがとうございます。	○ 貴重なご意見、ありがとうございます。 町では、今後も望ましい食育を推進します。
1-30	○ 76ページ。主要課題（1）「施策の方向」 3行目から「特色ある教育を進めるため、英語教育・プログラミング教育などの先進的な教育を推進」とある。令和2年度から小学校でも英語・プログラミング教育が導入されるので、利根町の先進性の証拠とはならないのでは。	○ 1-12と同じ。 国の指導要領による英語教育の導入は、令和2年度に小学校3年生からですが、76ページ、（3-1-6）にあるように、当町は小学校1・2年生の早期から英語に慣れ親しむ活動を推進しています。 またプログラミング教育については、国の指導と同等ですので、「特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育を推進します」とします。
1-31	○ 77ページ。（2）表 （2）は交流活動の推進とあるので、（3-2-6）として「異文化交流事業の実施」を検討してみてもどうか。	○ 貴重なご意見、ありがとうございます。 参考とさせていただきます。
1-32	○ 81ページ。5. 仕事と生活の調和の促進、「施策の方向」 2行目に「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」とありますが、具体的には、どのようなことを行い整備するのか。	○ 1-17と同じ。 広報、ホームページ、チラシなどを活用し啓発する予定です。
1-33	○ 81ページ。表（5-1-1）の事業概要 「法律や制度に合わせ啓発」とありますが、どのように啓発をしていくのか。	○ 1-17, 1-32と同じ。 広報、ホームページ、チラシなどを活用し啓発する予定です。 （国からの通知やチラシ、ポスター等を活用）

利根町パブリックコメント実施結果表

1-34	<p>○ 81ページ。表（5-1-2）の担当課 担当課として「企画課，総務課，子育て支援課」が挙げられているが，どのように3課が連携するのか。男女共同参画の推進プランの策定等していくのか。</p>	<p>○ 男女共同参画推進プランの担当課が企画課，広報紙・HPでの啓発が総務課，子育て支援の面から子育て支援課が連携し推進します。また，平成27年度から令和元年度まで男女共同参画推進プランが策定されており，現在，企画課において，令和2年度から令和6年度までの計画を策定中です。</p>
1-35	<p>○ 82ページ。6. 主要課題（1）困難を抱える家庭への支援。1行目の「貧困家庭」に関して令和元年11月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。子どもの貧困対策として「スタディ・クーポン」を知った。町で実施できるかわからないが，検討してみても。</p>	<p>○ 茨城県において，生活困窮世帯等への学習支援事業を実施していますので，82ページ主な事業の表の下に，県事業として追加します。 ■生活困窮世帯等への学習支援（県事業） この事業は，茨城県が行う「学習・生活支援」事業です。生活保護受給世帯や準要保護世帯などの児童・生徒に対し，学習支援や進学などの助言等を行い，学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として実施します。</p>
1-36	<p>○ 83ページ。主要課題（2）障がい児等への支援 6行目に「障がいの早期発見」という文言があり，どのようにしたら，早期発見につながるのか。また，7行目に「障がいのある児童を受け入れることができる社会環境」とあるが，町としてできることは，どのようなことか。</p>	<p>○ 74ページの（2-1-6～10）などの事業により早期発見や支援を行います。また，83ページの（6-2-1・2・5・6・7）の事業により適切な支援を実施します。</p>
1-37	<p>○ 83ページ。表（6-2-1） （6-2-1）の担当課に子育て支援課がない。第1期の計画では，子育て支援課も入っていたが，今回ないのはなぜか。福祉課と子育て支援課が連携して実施するのは意味があると思うが。</p>	<p>○ ご意見のとおり，「福祉課，子育て支援課」とします。</p>
2-1	<p>○ 38ページ。5. 計画の推進体制PDCAサイクルについて PDCAサイクルのC：評価について。具体的に記述したほうが分かりやすく，かつ，実効性が上がるのでは。例）第2期利根町まち・ひと。しごと創生総合戦略の5ページ，5. 計画の進捗・評価管理体制</p>	<p>○ 1-18と同じ。 ご意見のとおり，「毎年度，利根町子ども・子育て支援会議において・目標の進捗状況の把握・施策の方向性と成果の確認」とします。</p>

利根町パブリックコメント実施結果表

<p>2-2</p>	<p>○ 61ページ。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>「現在町ではファミリー・サポート・センター事業は、実施しておりませんが～」と記述され、図表57のタイトルがファミリー・サポート・センターになっているので、タイトルを「まごころサービス」にしてはどうか。</p>	<p>○ 1-21と同じ。</p> <p>ご意見のとおり、「図表57ファミリー・サポート・センター事業（在宅福祉サービス事業）実績の推移」、「図表58ファミリー・サポート・センター事業（在宅福祉サービス事業）の量の見込みと確保策」とします。</p> <p>「まごころサービス」は愛称なので、正式名称の「在宅福祉サービス事業」とします。</p>
<p>2-3</p>	<p>○ 54ページ，67ページ。6. 地域子ども・子育て支援事業</p> <p>67ページ。（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業。第2期支援事業計画でも子どもの数は減少傾向にあり，保育施設も十分に確保されている状況下で，この事業の実現化ができるか疑問を感じる。良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保なので，（13）の文章は，利根町の実態を踏まえたうえで，多少内容を変えたほうがいいのでは。</p>	<p>○ 当町の保育等の需要と供給に見合ったサービスを提供できる事業者の新規参入を支援するという意味で（13）の事業を記載しており，待機児童のいない当町では，必ず事業者を増やさなければならいということではありません。</p>
<p>2-4</p>	<p>○ 73ページ。2. 親と子の健康の確保と増進，主要課題（1）子どもや母親の健康づくり</p> <p>主要課題の中にも「保護者の心身の健康を支える」と記述されているので，施策の方向の中に保護者の「心のケア」という記述も入れた方がよいのでは。</p>	<p>○ 「妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援体制」の中に「心のケア」も含まれているため，このままとします。</p>
<p>2-5</p>	<p>○ 76ページ。3. 子どもの成長に資する教育環境の整備</p> <p>76ページ。施策の方向の3行目に「特色ある教育を進めるため，英語教育・プログラミング教育などの先進的な教育を推進します。」とあるので，幼児教育の脳科学等学術的な知見を踏まえ，慎重に議論し，その方向性を示すべき。また，施策の方向の英語教育と主な事業の表中（3-1-6）の教育課程特例校（英語）がマッチしていないように思われる。カテゴリーが異なるのでは。</p>	<p>○ 文部科学省では，平成26年2月から「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受けて有識者会議を設置し，英語教育について慎重な審議を重ねたうえで，令和2年度からの学習指導要領を改定しました。また，76ページ，（3-1-6）教育課程特例校（英語）は，特色ある教育として教育課程特例校の指定を受け，小学校1・2年生の英語教育に取り組んでいるので，このままとします。</p>